

(変更等)指定排水設備工事業者提出書類一覧

業者名: **株式会社豊中水道事業所**

- ① 申請者が「法人」か「個人」かに応じて、表中の○印の書類が必要です。
提出書類がそろっているか提出前に必ず確認の上、提出書類と一緒にこの一覧も提出してください。**【記入例(法人)】**
- ② 「法人」か「個人」を問わず事業者の承継は一切できません。この場合は、廃止届→新規申請の手続きをとってください。
事業者の承継となる例
例1) 「個人」から「個人」への相続
例2) 「個人」から「法人」への組織化 (「法人」から「個人」への場合も同様)
例3) 「法人」から「法人」への営業譲渡
- ③ 「有限会社」から「株式会社」への組織変更の場合は、同一法人とみなし、名称変更にかかる変更届を提出してください。
- ④ 変更年月日(変更発生日)から30日を超えて届け出る場合は、別途「遅延理由書」(任意様式)を添付してください。

業者 チェック欄	上下水道局 チェック欄	提出書類	変更のある事項								注記
			大阪府内 の営業所 の名称及 び住所		氏名又は 名称		代表者 氏名		電話番号		
			法 人	個 人	法 人	個 人	法 人	個 人	法 人	個 人	
☒	☐	指定排水設備工事業者提出書類一覧 (本紙)	○		○		○		○		業者チェック欄に☑を入れた状態で提出してください。
☒	☐	指定排水設備工事業者変更届出書 (様式4)	○		○		※1 ○		○		記入例を参照してください。
☒	☐	営業所の ①付近見取図(位置図) ②平面図 ③写真 (遠景、近景、内部)	○		—		—		—		③写真(遠景、近景、内部)について ・遠景…道路を含む建物全体 (マンションの場合も同様) ・近景…看板等 (マンションの場合は表札も) ・内部…事務室等
☒	☐	定款	※2 ○	—	○	—	○	—	—		最終ページに、下記の①～⑥を記載 ①日付、②「原本と相違ない」等の文言、 ③登記に記載の本店の住所、④商号、 ⑤代表者名、⑥押印(実印が望ましい)
☒	☐	登記事項証明書	※2 ○	—	○	—	○	—	—		(履歴事項全部証明書) 発行日から3箇月以内のもの(原本) ※コピー不可
		住民票の写し	—	※3 ○	—	—	—	※4 ○	—		発行日から3箇月以内のもの(原本) ※コピー不可
☒	☐	誓約書 (様式2)	—		○		○		—		記入例を参照してください。

※1 「個人」の代表者の変更とは、代表者の名字等の変更のことで、代表者が別人になる場合は、廃止届→新規申請の手続きをとること

※2 営業所に係る記載がある場合のみ提出すること

※3 自宅兼営業所の場合のみ提出すること

※4 名字等の変更が住民票で確認できない場合は、戸籍謄本等の提出が必要

業者 チェック欄	上下水道局 チェック欄	提出書類	その他の届出等				注記
			事業の 廃止、休止、再開		証書再交付		
			法人	個人	法人	個人	
☒	☐	指定排水設備工事業者提出書類一覧 (本紙)	○	○	○	○	業者チェック欄に☑を入れた状態で提出してください。
☐	☐	指定排水設備工事業者 〔廃止・休止・再開〕届出書 (様式5)	※5 ○	※5 ○	—	—	記入例を参照してください。
☒	☐	豊中市指定排水設備工事 業者証再交付申請書 (様式6)	—	—	※6 ○	※6 ○	記入例を参照してください。 証書交付手数料 2,000円
☒	☐	交付済みの豊中市指定排水設備工事業者証	—	—	○	○	添付できない理由： 紛失のため

※5 責任技術者の退職等により、責任技術者が1人も居なくなる場合にも提出が必要

※6 証書再交付手数料(2,000円)は、申請日の当日に納付していただきます。